第９章　規模拡大の手法（“新たな森林づくり”のしくみ）について

本県の森林は、人工林を中心に豊かな森林として育成されているが、私有林が森林面積の８割以上を占めており、その管理や整備は国、県、市町村の助成があるものの、最終的には私有林の所有者に委ねられているところである。

昨今では、木材価格の長期低迷や森林所有者の世代交代などによって、管理が放棄された森林の増加、さらには公益的機能の低下が懸念されるようになり、超長期にわたって、安心して森林保全が行えるしくみを求める声が高まっている。

しかしながら、分収造林制度によって、自ら森林整備ができない所有者に代わり、森林整備を行ってきた公社は、分収造林制度の問題が大きくなり、平成 18 年度から新規の分収造林契約は休止しており、森林所有者に代わって行う、公的な森林整備のしくみが機能していない状態である。

このため、「分収造林制度」以外の方式で、造林から保育、間伐や主伐を経て、適正に更新できる“新たな森林づくり”のしくみと、これを長期に管理して担っていく組織のあり方を合わせて検討した。

検討した方式	しくみの概要
①寄附方式	県が森林寄附の受け皿となり、県有林化し、公社に委託等によって、経営・管理するしくみ
②取得方式	借入金、寄附金等を原資に、公社が森林を取得し、「公社有林」として経営・管理するしくみ
③信託方式	森林を信託する財産として、森林所有者と「信託契約」を締結し、契約に基づき、所有者に代わって、森林を経営・管理するしくみ
④投資信託方式	徳島県が投資家（企業・県民）から資金を募り、資金運用先となる公社が森林を取得、経営し、得られた収益を投資家へ分配するしくみ
⑤受託管理方式	比較的大規模な森林について、中長期にわたって森林の管理や施業を有償で受託するしくみ
⑥伐採から保育まで一体方式	受託管理方式の一種で、　特に、伐採できる状態にある森林について、伐採から植栽・保育まで一体で受託し、植栽費用を伐採収入から負担してもらうしくみ

1　寄附方式について

森林所有者から土地と立木、いわゆる山林そのものを寄附してもらう方式で、寄附者の税負担（みなし譲渡所得課税*注1）の可能性を考慮すると、寄附を受諾するのは「県」が望ましく、県有林として経営、管理すること、又は管理を委託するしくみとする。

仕事の都合など、自ら施業や経営をすることが困難な方、遠隔地で管理ができない方などが所有する森林は、一般に経営や管理が滞り、放棄されるおそれが高いものの、これらの森林を公共で活かせるなら寄附を望む方も多く、その受け皿になる方式である。

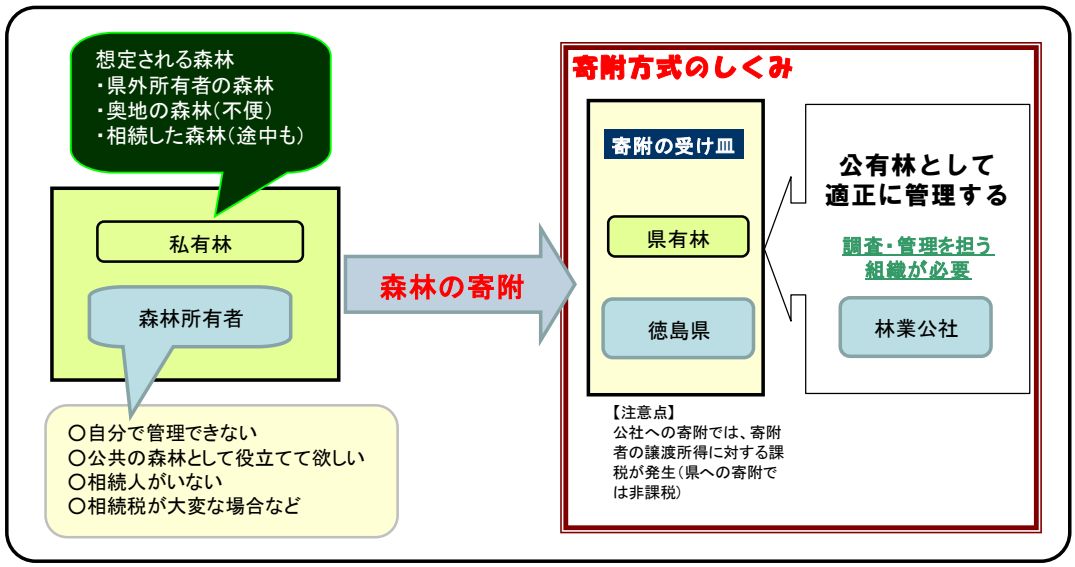

［利点］

取得費用は不要であり、長伐期施業や非皆伐施業が可能になる。

［課題］

寄附森林の場所や面積等は不測であり、計画的な取得は不可能である。

受入体制の構築が必要である。

＊　注1：みなし譲渡所得課税

「みなし譲渡所得課税」とは、譲渡所得があったとみなして、税金をかけるということ。財産を時価で売却し収入があったとみなし、その財産の取得費などを差し引いた所得に対して所得税がかかる。そのため、含み益がある財産（例えば、購入したときより値上がりしている土地）を法人にあげた場合、財産をあげた個人にも税金がかかることになる。

なお、現金で贈与する場合、含み益がないので「みなし譲渡所得課税」はかからない。

2　取得方式について

手入れが遅れた森林や管理を放棄されるおそれがある森林など、直接、森林を買い取る方式で、公社が所有する「公社有林」とし、管理するしくみである。

私有林が多い本県では、「取得による公有林化」は重要なものであり、公社においては、平成 16 年度から日亜化学工業(株)からの寄附金を活用した「とくしま絆の森」が取得方式の先例としてあり、現在 1,342ha となっている。

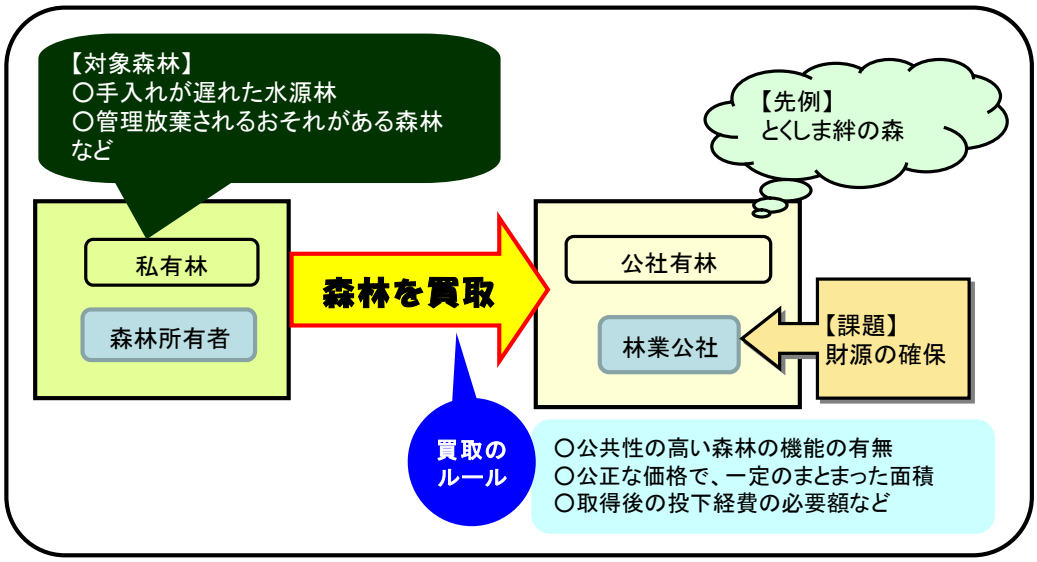

なお、取得価格は様々であるが、近年は山林の売買価格が著しく下落しており、一般にスギ 40 年生程度の森林は、植林から造成する費用に比べ、著しく安い 575 千円/ha 程度と言われている。このため、取得の財源が確保できれば、超長期の管理を行うために不可欠な経営面の収益が期待できる場合が多いと推測される。

【例】 40年生のスギ林地を取得した場合

買取時	買取と同時に間伐・販売	１０年間生育して択伐・販売	４０年間生育して主伐・販売
スギ40年生　地位：中	スギ40年生　材積：64m3	スギ50年生　材積：177m3	スギ80年生　材積：386m3
土地価格　75千円/ha	生産経費　－595千円/ha	生産経費　－1,920千円/ha	生産経費　－2,557千円/ha
立木価格　500千円/ha	販売額　575千円/ha	販売額　1,904千円/ha	販売額　5,454千円/ha
計　575千円/ha	補助金　280千円/ha	補助金　341千円/ha	補助金　無し
	収入　260千円/ha	収入　325千円/ha	収入　2,897千円/ha

主伐２，８９７千円/ha ＋ 択伐３２５千円/ha ＋ 間伐２６０千円/ha － 購入価格５７５千円/ha ＝ ２，９０７千円/haの収入

［利点］

取得後の投下経費が少なく、短期間で収益が期待できる場合がある。

長伐期施業や非皆伐施業が可能になる。

［課題］

財源を借入金に依存するため、伐期が長期化すると借入利息が嵩む。

3　信託方式について

森林の場合、信託法に基づく契約は、財産の処分に関する契約に該当し、公社は信託契約した森林に分収林と同様に地上権を設定して、一定期間の保育を行った後、伐採等の財産処分を行うしくみである。

所有者に代わって　搬出間伐や主伐を行い、収益を所有者に配当するため、分収林契約と同様の部分があるが、10～15 年程度の比較的短期間の契約も可能であり、収益の配分方法や費用の分担方法が自由に設定できることから、合理的な契約とできるところが特徴である。

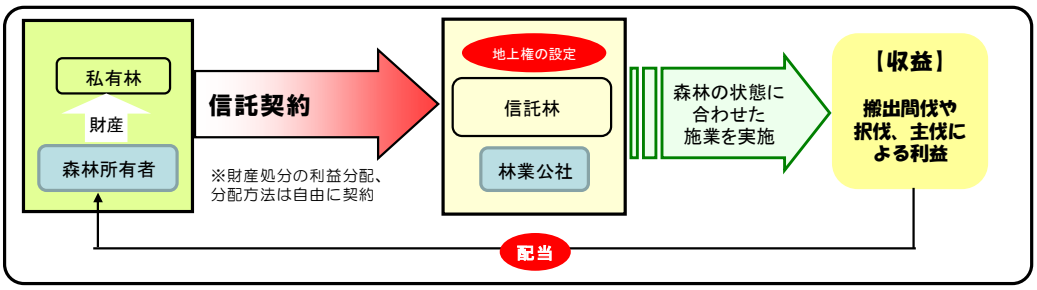

10～15年契約の例

契約と同時に間伐・販売		１０年間生育して択伐・販売	
スギ40年生	材積：64m3	スギ50年生	材積：177m3
生産経費	－595千円/ha	生産経費	－1,920千円/ha
販売額	575千円/ha	販売額	1,904千円/ha
補助金	280千円/ha	補助金	341千円/ha
収入	260千円/ha	収入	325千円/ha

間伐＋択伐＝５８５千円/haから間接費を除いて配当

信託方式と分収林方式の相違点

方式別	信託方式	分収林方式
費用負担	自由に設定	全額公社
分収割合	育林経費を含んだ分配も可能（自由度大）	伐採収益を6:4等の割合で分けること
契約終了時	非皆伐も可	皆伐し、収益金を分配
事務手続	煩雑	普通

［利点］

- 分収林契約と違い、森林所有者に費用負担を求めることができる。
- 小規模森林は、周囲の森林も同様に契約することで集約化され、施業の効率が向上する。
- 森林に合わせた多様な契約が可能である。

［課題］

- 分収林契約と同様に個別契約
- 長期契約になると、森林所有者の相続や住所移転などの問題が発生する可能性がある。

4　投資信託方式について

公社有林化を強力に進めることができる大規模な資金調達が可能なしくみで、当面は県が、企業や県民など投資家から資金を募り、資金運用先となる公社が、森林を取得しその森林を経営することによって得られる収益を投資家へ配当するものである。

県が森林ファンドを運営することとしているが、信託銀行など民間でもしくみ上は可能である。公社有林を大きく増加させることができるため、公有林化が図られるが、資金の運用益が必要となるため、経済性の高い森林に偏ることが懸念される。

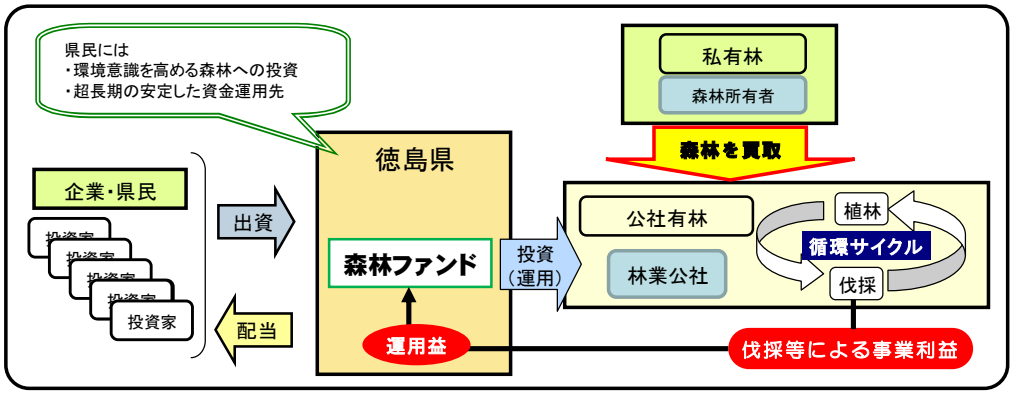

【想定されるファンドの案】
○原則元本保証無し
○投資家は自由に償還を求めることができない「クローズドエンド型」
○運用期間を設定する有限ファンド

【例】 40年生のスギ林地を取得した場合

買取時	買取と同時に間伐・販売	１０年間生育して択伐・販売	４０年間生育して主伐・販売
スギ40年生　地位：中	スギ40年生　材積：64m3	スギ50年生　材積：177m3	スギ80年生　材積：386m3
土地価格　75千円/ha	生産経費　－595千円/ha	生産経費　－1,920千円/ha	生産経費　－2,557千円/ha
立木価格　500千円/ha	販売額　575千円/ha	販売額　1,904千円/ha	販売額　5,454千円/ha
計　575千円/ha	補助金　280千円/ha	補助金　341千円/ha	補助金　無し
	収入　260千円/ha	収入　325千円/ha	収入　2,897千円/ha

■主伐２，８９７千円/ha ＋ 択伐３２５千円/ha ＋ 間伐２６０千円/ha － 購入価格５７５千円/ha ＝ ２，９０７千円/ha　から
間接費７９５千円/haと再造林費用負担金３００千円/haを減じて、投資者に最大１，８１２千円/haを配当
■この場合、４０年間として、４５千円/ha・年となり、元金（買取）５７５千円/haは、年利7.8%で回ることとなる。

［利点］

- 公社は、事業拡大の自己資金が不要である
- 資金ベースがかなり大きなものにできる
- ファンドに出資する意義が高い（森林整備による環境保全）

［課題］

- 当面は、投資家への定期的な配当は困難で、資金調達が円滑とは限らない
- 超長期となり、高利回りの配当や確実な配当は約束しがたい
- 資金調達する県のリスクが高い
- 民間の投資信託を扱う銀行等がファンドを用意する可能性も検討

5　受託管理方式について

概ね 100 ヘクタール以上のまとまりがある森林や、集約化によって概ね 300ha の高能率団地が形成できる森林などを対象に、中長期にわたって管理や施業を受託するしくみである。

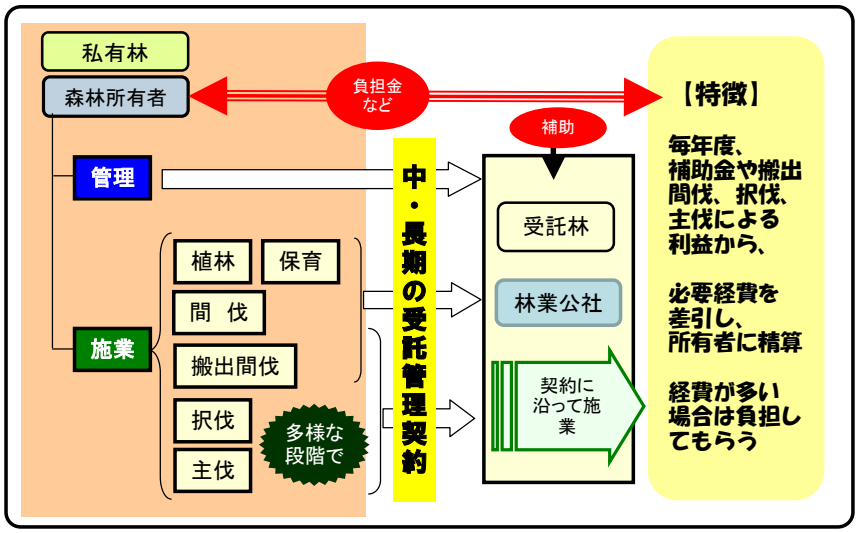

平成 20 年度から公社で新たな事業として取り組んだ実績があり、(株)すてきナイスグループ（神奈川県横浜市本社）から山林 673ha（那賀町）を受託。「ナイス徳島の森」として展開中である。

［利点］

- 事業拡大に係る自己資金が不要である。
- 基本的に短期契約の繰り返しであり、構造的な契約問題は少なく規模拡大が可能である。

［課題］

- 費用負担や事業見積もりなど、高度な技術が要求される。
- 森林組合等が進める施業集約化との棲み分けが必要
- 事業量に応じた収益となるが、利益率は高くない。

６　伐採・保育一体方式について

本県に森林資源は充実してきているが、伐採量は約 20 万 m3 と小さく、森林の成長量に比べても大幅に少ない。このため、伐採の増加が求められているもの、一般の森林所有者は、木材価格の下落から適正な伐採と、その後の植林を確実に行うことが困難となっており、容易に伐採が増加しない。

一方、これまでの公社は、分収林契約によって、伐採後の山林に植林を行うところから始まり、費用負担が膨大なものとなっていたところである。

したがって、「受託管理方式」の一種であるが、特に、伐期に達した森林を対象に、所有者と伐採、植栽、保育を一体として契約するもので、伐採跡地が確実に更新でき、次世代の森林をしっかりと育成する森林資源の循環が図られるしくみである。

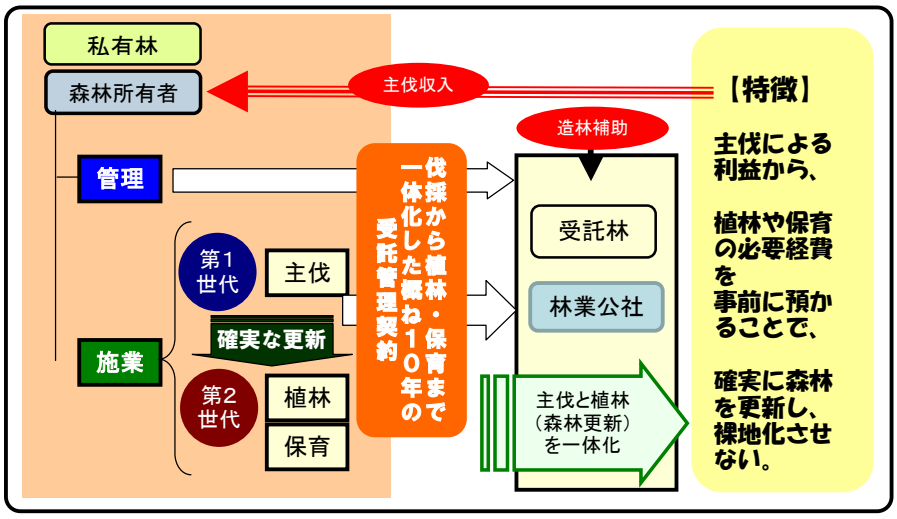

【例】 80年生のスギ林地を伐採した場合

主伐時			植付時			下刈時	
スギ80年生	販売額	5,454千円/ha	1,500本/ha	植付	-600千円/ha	下刈	-100千円/ha×5年
地位：中	生産経費	-2,557千円/ha	防護柵設置	防護柵	-400千円/ha	手数料	-15千円/ha×5年
材積　386m3	利益	2,897千円/ha		手数料	-150千円/ha	補助金	85千円/ha×5年
	手数料	-289千円/ha		補助金	850千円/ha	負担金繰入	30千円/ha×5年
更新のため 1,166円/m3	植付負担金	-300千円/ha		負担金繰入	300千円/ha	所有者	0千円/ha×5年
	下刈負担金	-150千円/ha		所有者	0千円/ha		
	所有者収入	2,158千円/ha	公社分（手数料の計）		514千円/ha（1,331円/m3）		

［利点］

- 主伐を実施後、主伐の収入から植栽、保育に係る所有者負担分（主伐材積 1m3 あたり 1,000～1,500 円を目安）を預かり、所有者は植栽や保育時に度々負担しない
- 計画伐採と計画的な造林により確実な更新が図られる
- 公社の事業量、受託収益が増加し、地域の木材生産拡大、雇用確保に貢献

［課題］

- 主伐収益を確保する技術力が求められ、民間の素材生産事業者との競合もある
- 植林は、シカの食害によるリスクがある

7　新方式の比較検討

6 つのしくみは、それぞれ「規模の大小」や「取組易さ」などに差があるが、実現の可能性や実施による利点などを勘案し、一つにとらわれず、複数のしくみを組み合わせて取り組むこととした。

しくみ	可能性など	取組方針	
寄附方式	・ 小規模の要望が散見される。 ・ 境界測量や森林調査が必要。 ・ 狭い森林や収益性の低い森林が増加する懸念がある。	・ 県有林化の推進の中で取り組む。 ・ 受入条件を検討。 ・ 規模はごく小さい。	○
取得方式	・ とくしま絆の森が先行。 ・ 寄附金以外では、超長期の超低金利の財源確保が困難である。 ・ 大規模な買取はモラルハザードが懸念される。	・ とくしま絆の森基金の活用と併せ、新たな資金調達で面積は1,000ha程度を見込む。 ・ 私有林においても収益性の高い森林で実施する。	◎
信託方式	・ 分収林契約と類似し、取り組みやすい。 ・ 構造的な個別契約の問題が残る。 ・ 契約事務など法的な確認が必要。 ・ 契約期間を10年程度とすると受託管理が簡便である。	・ 契約形態の検討後に、受託管理方式から移行する形で実施する。 ・ 分収林の伐期更新時期までに詳細検討。	△
投資信託方式	・ 森林では、国内はもちろん、世界でも事例は少ない。 ・ 収益確保が不明では成り立たない。 ・ 公庫や県からの借入金は低利であり、これに比べ、資金調達の利点は少ない。	・ 現状は、伐採による収益が毎年得られないことから時期尚早であると判断し実施しない。	×
受託管理方式	・ 既に実施しており、市町村からの要望も増加中。 ・ 事業の実務に地域性を考慮する必要があるなど、事業に係る人員の確保が必要 ・ 森林組合との競合を避ける	・ 地域協議が進んだ那賀町を中心に、約3,500haを目標として大規模に実施する。 ・ 合わせて、人員体制も整える。	◎
伐採保育一体方式	・ 森林資源の状況と次世代林業プロジェクトの推進から、県の施策としても推進。 ・ 生産コストの適正化やシカ等の対策を平行して検討	・ 喫緊の課題とあることから新方式の中心として、県下全域で約3,000haを目標に積極的に取り組む。 ・ 受託管理と合わせ、人員等の体制を整える。	◎

８　経営改善への効果額

「第８章　２経営規模の拡大による経営改善」で述べた損益分岐点となる生産面積約17,000ha の経営規模を当面の目標として、新たな森林づくりのうち、公社にとっての利点や実現性の高い方式による効果額について試算した。

公社にとっての利点や実現性が高い方式の経営規模は、次のとおりである。

・取得方式・・・・・・1,000ha 財源を確保した上で、収益性の高い森林を取得する。
・受託管理方式・・・・3,430ha 地域協議が進んだ那賀町を中心に大規模に実施する。
・伐採保育一体方式・・3,065ha 喫緊の課題である伐採跡地が確実に更新されるため、県下全域で取り組む。

なお、試算にあたり、取得方式については効果の発現が早い 50 年生の森林を取得することとし、受託管理方式については、平成 45 年以降県内の森林状況から除伐や手入れ間伐など保育が必要な森林が著しく減少するため、受託面積をゼロとした。

その結果、平成 97 年度までの取得方式による効果額は 11 億円、受託管理方式は 6 億円、伐採・保育一体方式は 15 億円となり、新たな森林づくりによる効果額の総計は 32 億円となる。

また、第７章の２で検討した損益分岐点となる面積、約 17,000ha の経営規模を当面の目標としていたが、試算の結果は、分収林と合わせて約 16,000ha となった。
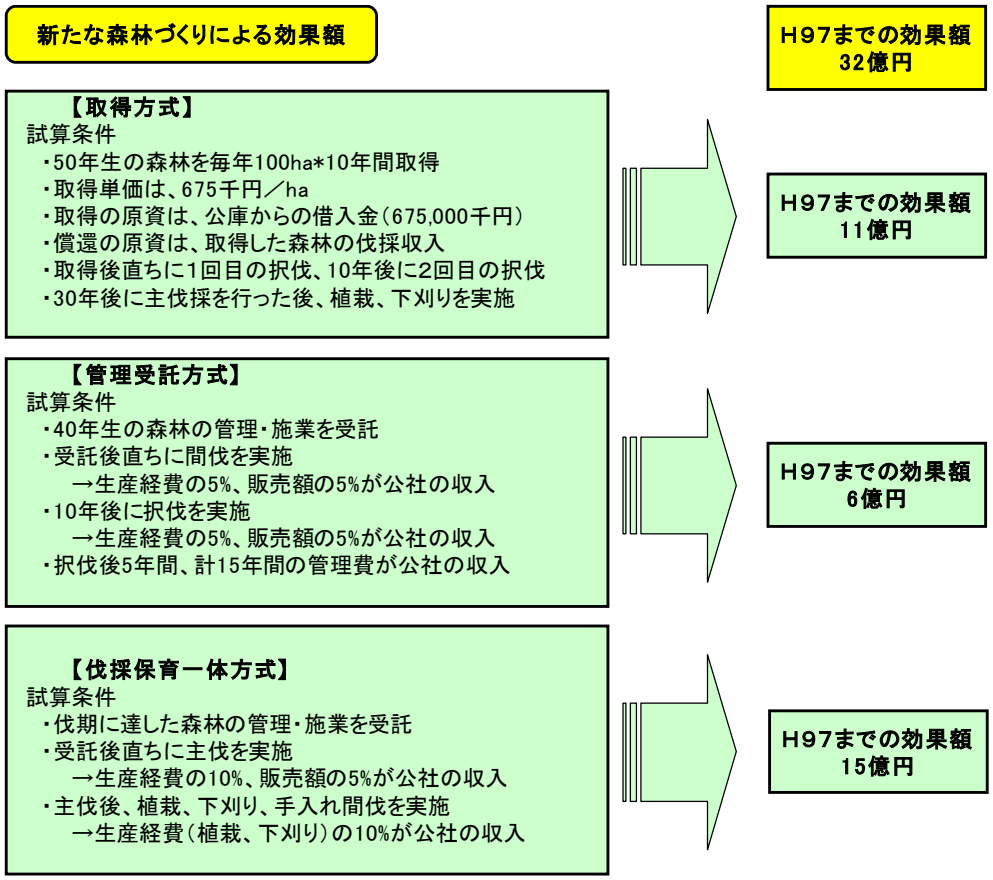
これは、県内森林の状況などから実現可能な面積を積み上げたものであり、残る約 1,000ha については、今後の状況を勘案することとして、現時点では拡大計画を保留するものとする。